

プラスチックを取り巻く国内外の状況

平成30年8月
環 境 省

アジア諸国における輸入規制

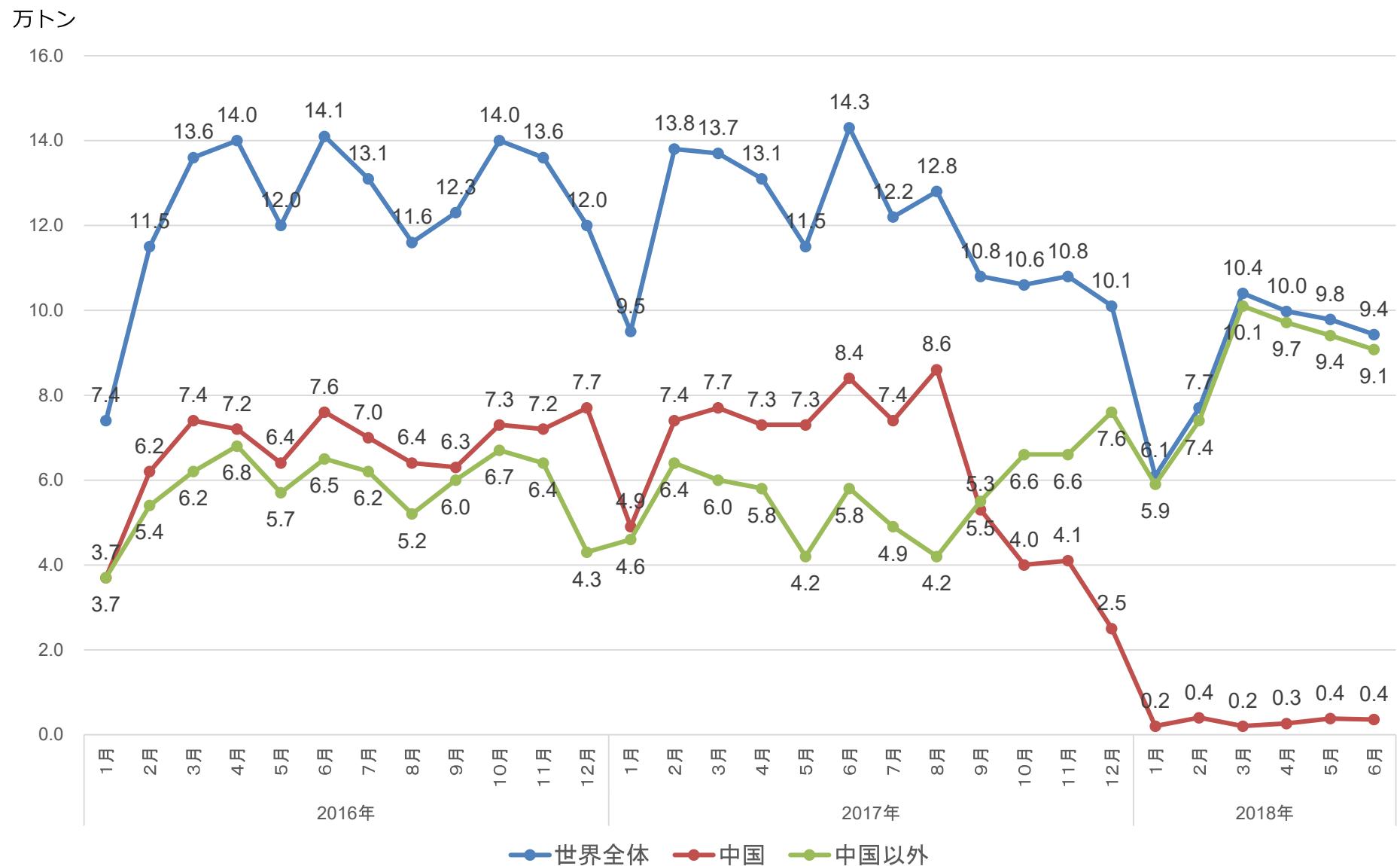
＜中国政府の動き＞

- 2017年7月：「固体廃棄物輸入管理制度改革実施案」を公表
 - 一部の地域で環境保護を軽視し、**人の身体健康と生活環境に対して重大な危害をもたらしている実態**を踏まえ、固体廃棄物の輸入管理制度を十全なものとすること、固体廃棄物の回収、利用、管理を強めることなどを基本的な思想とし、以下の点を盛り込む
 - ・ **2017年末までに環境への危害が大きい固体廃棄物の輸入を禁止**する
 - ・ **2019年末までに国内資源で代替可能な固体廃棄物の輸入を段階的に停止**する
 - ・ 国内の固体廃棄物の回収利用体制を早急に整備し、健全な拡大生産者責任を構築し、生活ゴミの分別を推進し、**国内の固体廃棄物の回収利用率を高める**
- 2017年8月：**「輸入廃棄物管理目録」の公表（施行日：2017年12月31日）**
 - **非工業由来の廃プラスチック（8品目）、廃金属（バナジウム）くず（4品目）などの4類24種の固体廃棄物を「固体廃棄物輸入禁止目録」に追加**
- 2018年4月：固体廃棄物の段階的な輸入停止方針を公表
 - **2018年12月末に、工業由来の廃プラスチック、廃電子機器、廃電線・ケーブル等の輸入を停止**する

＜タイ政府の動き＞

- 2018年6月：電子廃棄物や廃プラスチックの輸入制限を強化
 - 廃プラスチックの違法輸入業者に対して、取締り強化するとともに、新規輸入許可手続の停止を実施。併せて、**廃プラスチックの輸入を一律禁止にする検討の方針**

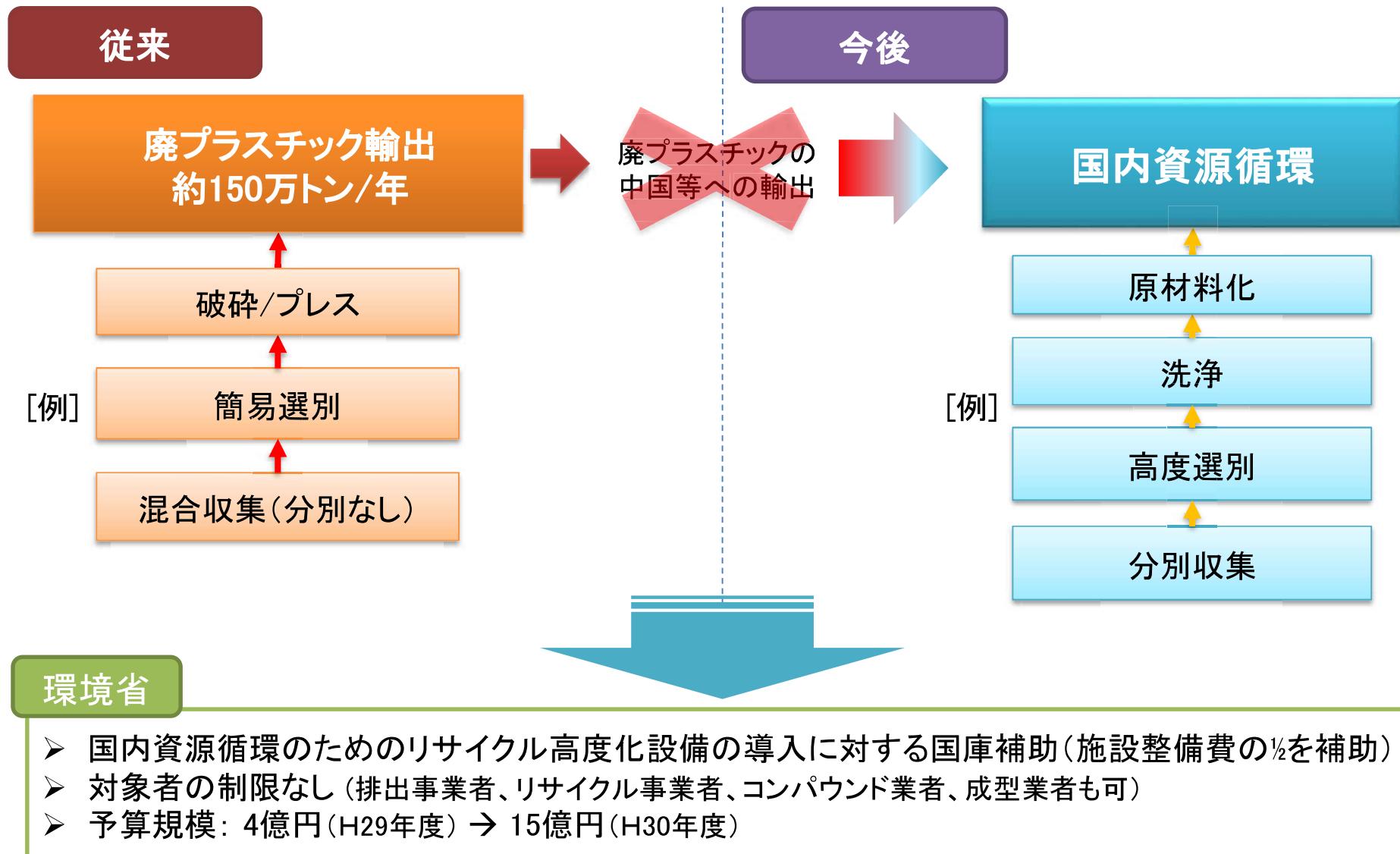
我が国のプラスチックくずの輸出量



出典:財務省貿易統計(HSコード:プラスチックのくず 3915)

アジア諸国の輸入規制への対応

- 中国の輸入禁止措置を受けて国内資源循環体制の整備を後押しすべく緊急的な財政支援制度を創設（H29年11月～）



第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）

－ライフサイクル全体での徹底的な資源循環（プラスチック）抜粋－

循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

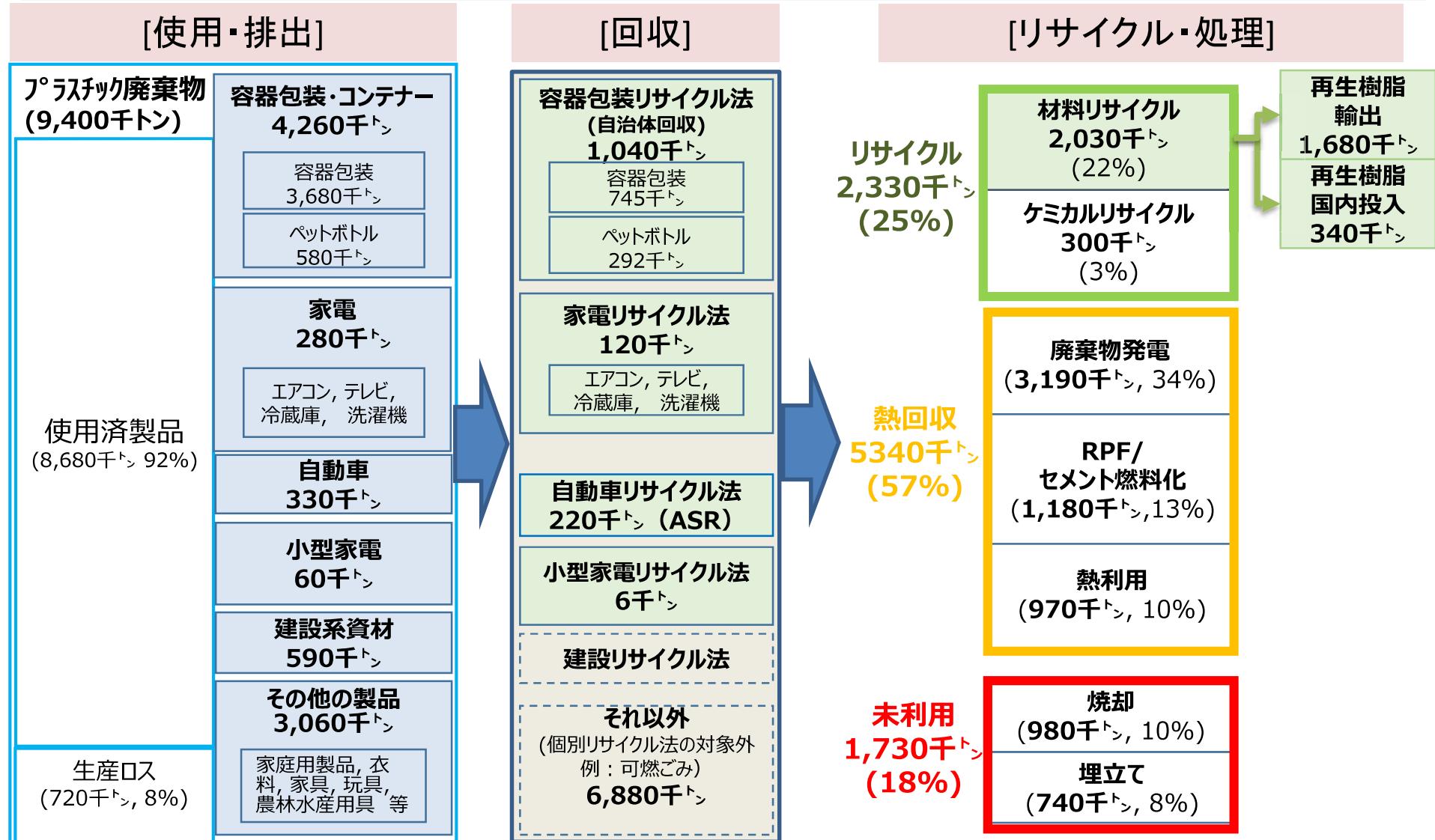
- プラスチックについては、マイバッグの徹底やワンウェイの容器包装の削減等により排出抑制が最大限図られるとともに、リユースカップ等のリユースも推進されている。使用済みのものについてはポイ捨て・不法投棄により美観を損ねたり、海洋等に流出してマイクロプラスチック化したりするなど環境に悪影響を与えることなく適正に排出され、質の高い再生利用が行われるとともに、再生材は市場での需要が多く高く売却され、繰り返し循環利用がされている。
- また、焼却せざるを得ないプラスチックを始めとして、バイオマス由来のプラスチックの使用が進み、焼却される場合も確実に熱回収されている。さらに、農業用シート、食品廃棄物の収集袋など、分解が望ましい用途については、生分解性のプラスチックが使用されている。
- こうした取組を通じて、プラスチックの3Rとともに温室効果ガスの排出削減、化石資源への依存度低減、海洋環境等への影響低減等が図られるとともに、資源循環産業等が活性化されている。

国の取組

- 資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、**「プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）**を策定し、これに基づく施策を進めていく。
- 具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進 等を総合的に推進する。

我が国のプラスチックマテリアルフロー（2013年）

- プラスチック廃棄物 = 9.4百万トン/年 (全廃棄物 (431百万トン) の 2 %)
- リサイクル率= 24.8%, リサイクル+熱回収率 = 81.6%



(出所)「マテリアルリサイクルによる天然資源消費量と環境負荷の削減に向けて」(平成28年5月環境省)